

議員提出議案第3号

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
次のとおり三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

平成20年9月19日

提出者	三朝町議会議員	遠藤 勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	福田 茂樹
賛成者	三朝町議会議員	山田 道治
賛成者	三朝町議会議員	横木 文雄
賛成者	三朝町議会議員	松村 修
賛成者	三朝町議会議員	平井 満博
賛成者	三朝町議会議員	杉原 憲靖

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</u>  (報酬) 第1条 議会の議長、副議長、常任委員長、 議会運営委員長及び議員(以下「議長等」という。)の <u>議員報酬</u> は、次のとおりとする。	<u>三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例</u>  (報酬) 第1条 議会の議長、副議長、常任委員長、 議会運営委員長及び議員(以下「議長等」という。)の <u>報酬</u> は、次のとおりとする。

<p>(1)～(4) 略  (5) <u>議員(第1号から前号までに掲げる者を除く。)</u> 月額 217,000円</p>	<p>(1)～(4) 略  (5) 議員 月額 217,000円</p>
<p>第2条 <u>議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長にあつてはその選挙された当日分から、議員にあつてはその職について当日分からそれぞれ議員報酬を支給する。</u></p>	<p>第2条 <u>議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長にはその選挙された当日分から、議員にはその職について当日分からそれぞれ報酬を支給する。</u></p>
<p>第3条 <u>議長等が任期満了、辞任、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当日分までの議員報酬を支給し、死亡したときは、その当月分までの議員報酬を支給する。</u></p>	<p>第3条 <u>議長等が任期満了、辞任、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当日分までの報酬を支給し、死亡したときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。</u></p>
<p><u>2 前条及び前項の議員報酬の額は、第1条の規定にかかわらず、その月の現日数を基礎として日割りにより計算された額を支給する。ただし、死亡によりその職を離れた場合は、その月分の全額を支給する。</u></p>	

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。